

2.2 生活環境の概要

2.2.1 大気質

「令和2年度の大気汚染状況」、「令和2年度ダイオキシン類環境調査結果」（2021年7月 大阪市ホームページ）及び「大阪市環境白書（令和3年度版）」（大阪市環境局）によると、事業計画地周辺における大気質の現況は以下のとおりである。

なお、大阪市内における大気汚染常時監視測定局の配置は図2.2.1に、事業計画地周辺の測定局における測定結果の概要は表2.2.1(1)、(2)に、それぞれ示すとおりである。

(1) 二酸化窒素 (NO₂)

事業計画地から最も近い住之江区の南港中央公園測定局（図2.2.1 No.14）の、令和2年度における二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.043ppmであった。そのほか住之江区では、清江小学校測定局（図2.2.1 No.9）、北粉浜小学校測定局（図2.2.1 No.17）、住之江交差点測定局（図2.2.1 No.23）で測定が行われており、それぞれ0.035ppm、0.036ppm、0.040ppmであった。また、此花区では此花区役所測定局（図2.2.1 No.2）で0.038ppmであった。

なお、令和2年度の市内における環境基準達成状況は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）13局及び自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）11局の全局で達成した。

(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

事業計画地から最も近い南港中央公園測定局の、令和2年度における浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は0.039mg/m³であった。そのほか清江小学校測定局、北粉浜小学校測定局においてそれぞれ0.040mg/m³、0.046mg/m³であった。また、此花区役所測定局で0.039mg/m³であった。

なお、令和2年度の市内における環境基準達成状況は、一般局（14局）及び自排局（9局）の全局で達成した。

(3) 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

事業計画地から最も近い南港中央公園測定局の、令和2年度における微小粒子状物質の年平均値及び日平均値の年間98%値は13.7μg/m³及び31.8μg/m³であった。そのほか北粉浜小学校測定局で16.1μg/m³及び38.7μg/m³であった。また、此花区役所測定局で11.0μg/m³及び28.7μg/m³であった。

なお、令和2年度の市内における環境基準達成状況は、一般局（7局）の全局のうち6局で達成、自排局5局のうち4局で達成した。

(4) 光化学オキシダント (O_x)

事業計画地から最も近い南港中央公園測定局の、令和2年度における光化学オキシダントの昼間（午前5時から午後8時）の1時間値の年平均値は、0.026ppmであった。そのほか清江小学校測定局で0.032ppmであった。また、此花区役所測定局で0.028ppmであった。

なお、令和2年度の市内における環境基準達成状況（短期的評価）は、前年度に引き続き一般局（13局）の全局で達成しなかった。

(5) 二酸化硫黄 (SO₂)

事業計画地から最も近い南港中央公園測定局の、令和2年度における二酸化硫黄の日平均値の2%除外値は0.006ppmであった。そのほか清江小学校測定局で0.014ppmであった。また、此花区役所測定局で0.006ppmであった。

なお、令和2年度の市内における環境基準達成状況は、一般局(10局)及び自排局(2局)の全局で達成した。

(6) 一酸化炭素 (CO)

此花区、港区、住之江区では一酸化炭素の測定は行われていない。事業計画地から近いところでは、西淀川区の出来島小学校測定局(図2.2.1 No.16)で行われており、令和2年度における日平均値の2%除外値は0.5ppmであった。

なお、令和2年度の市内における環境基準達成状況は、自排局(3局)の全局で環境基準を達成した。



出典：大阪市HP「令和2年度の大気汚染状況」(2021年7月更新)

図2.2.1 大気汚染常時監視測定局の配置

表 2.2.1(1) 大気質の測定結果の概要（一般環境大気測定局）1/2

番号	測定局名	二酸化窒素 (NO ₂)			浮遊粒子状物質 (SPM)				微小粒子状物質 (PM2.5)		
		年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	基準超過が2日以上連続の有無	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準達成状況
		(ppm)	(ppm)		(mg/m ³)	(mg/m ³)			(μg/m ³)	(μg/m ³)	
2	此花区役所	0.017	0.038	○	0.016	0.039	無	○	11.0	28.7	○
9	清江小学校	0.016	0.035	○	0.015	0.040	無	○	—	—	—
14	南港中央公園	0.019	0.043	○	0.015	0.039	無	○	13.7	31.8	○
市内平均		0.015	—	13 / 13	0.016	—	—	14 / 14	12.3	—	6 / 7
環境基準		日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること			日平均値の2%除外値が0.10 mg/m ³ 以下であり、基準超過が2日以上連続しないこと				1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ日平均値の年間98%値が35 μg/m ³ 以下であること		

表 2.2.1(1) 大気質の測定結果の概要（一般環境大気測定局）2/2

番号	測定局名	光化学オキシダント (Ox)				二酸化硫黄 (SO ₂)			
		昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	基準超過が2日以上連続の有無	環境基準達成状況
		(ppm)	(日)	(時間)		(ppm)	(ppm)		
2	此花区役所	0.028	22	94	×	0.003	0.006	無	○
9	清江小学校	0.032	69	313	×	0.005	0.014	無	○
14	南港中央公園	0.026	44	150	×	0.004	0.006	無	○
市内平均		0.032	62	268	0 / 13	0.004	—	—	10 / 10
環境基準		1時間値が0.06ppm以下であること				日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であり、基準超過が2日以上連続しないこと。			

- (注) 1. 各項目の市内平均の年平均値欄の数字は、各測定局の年平均値の平均を示す。
 2. 各項目の市内平均の環境基準達成状況欄の数字は、（環境基準達成局数）／（有効測定局数）を示す。
 3. 環境基準達成状況については、光化学オキシダントを除いて、長期的評価によるものである。
 出典：大阪市HP「令和2年度の大気汚染状況」（令和3年7月更新）

表 2.2.1(1) 大気質の測定結果の概要（自動車排出ガス測定局）1/2

番号	測定局名	二酸化窒素 (NO ₂)			浮遊粒子状物質 (SPM)				微小粒子状物質 (PM2.5)		
		年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	基準超過が2日以上連続の有無	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準達成状況
		(ppm)	(ppm)		(mg/m ³)	(mg/m ³)			(μg/m ³)	(μg/m ³)	
16	出来島小学校	0.023	0.041	○	0.016	0.040	無	○	11.3	28.1	○
17	北粉浜小学校	0.018	0.036	○	0.018	0.046	無	○	16.1	38.7	×
23	住之江交差点	0.021	0.040	○	—	—	—	—	—	—	—
市内平均		0.019	—	$\frac{11}{11}$	0.017	—	—	$\frac{9}{9}$	12.0	—	$\frac{4}{5}$
環境基準		日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること			日平均値の2%除外値が0.10 mg/m ³ 以下であり、基準超過が2日以上連続しないこと				1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ日平均値の年間98%値が35 μg/m ³ 以下であること		

表 2.2.1(1) 大気質の測定結果の概要（自動車排出ガス測定局）2/2

番号	測定局名	一酸化炭素 (CO)				二酸化硫黄 (SO ₂)			
		昼間の1時間値の年平均値	日平均値の2%除外値	基準超過が2日以上連続の有無	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	基準超過が2日以上連続の有無	環境基準達成状況
		(ppm)	(ppm)	(時間)		(ppm)	(ppm)		
16	出来島小学校	0.3	0.5	無	○	0.003	0.004	無	○
17	北粉浜小学校	—	—	—	—	—	—	—	—
23	住之江交差点	—	—	—	—	—	—	—	—
市内平均		0.3	—	—	$\frac{3}{3}$	0.003	—	—	$\frac{2}{2}$
環境基準		日平均値の2%除外値が0.10 mg/m ³ 以下であり、基準超過が2日以上連続しないこと				日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であり、基準超過が2日以上連続しないこと。			

(注) 1. 各項目の市内平均の年平均値欄の数字は、各測定局の年平均値の平均を示す。
 2. 各項目の市内平均の環境基準達成状況欄の数字は、(環境基準達成局数) / (有効測定局数)を示す。
 3. 環境基準達成状況については、光化学オキシダントを除いて、長期的評価によるものである。
 出典：大阪市HP「令和2年度の大気汚染状況」（令和3年7月更新）

(7) ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン

此花区、港区、住之江区では測定が行われていない。事業計画地から近いところでは、西淀川区の出来島小学校測定局で令和2年度におけるベンゼンの年平均値が0.97 μg/m³、大正区の平尾小学校測定局でジクロロメタンの年平均値が2.6 μg/m³であった。

なお、令和2年度の市内4地点における環境基準達成状況は、表2.2.2に示すとおり、一般局（3局）、自排局（1局）の全局で達成した。

表 2.2.2 令和2年度の有害大気汚染物質のモニタリング結果

(単位：μg/m³)

物質名	(1)	(3)	(10)	(164)	市内平均	環境基準【指針値】
	北区 菅北小学校	大正区 平尾小学校	平野区 摂陽中学校	西淀川区 出来島小学校		
ベンゼン	0.68	-	0.64	0.97	0.76	3μg/m ³ 以下
トリクロロエチレン	0.34	-	0.40	-	0.37	130μg/m ³ 以下
テトラクロロエチレン	0.16	-	0.23	-	0.20	200μg/m ³ 以下
ジクロロメタン	2.0	2.6	2.4	-	2.3	150μg/m ³ 以下

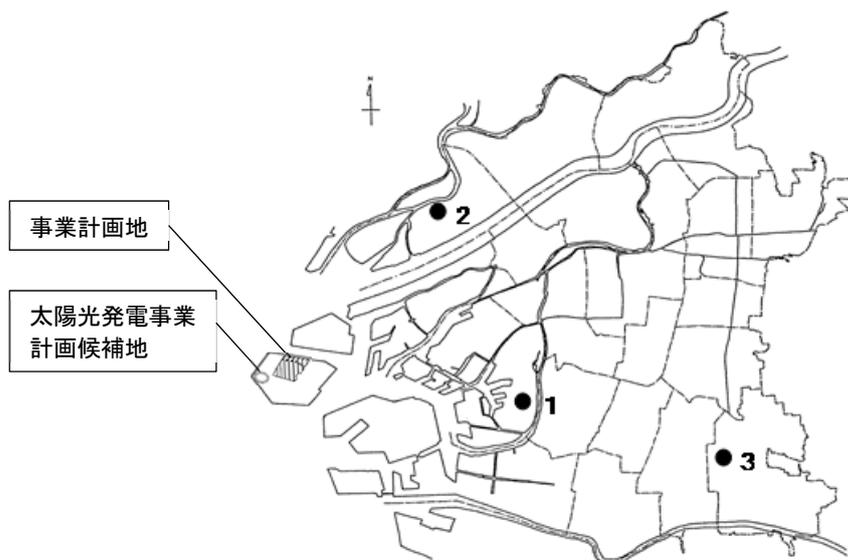
(注) 番号は図 2.2.1 に対応している。

出典：「大阪市環境白書（令和3年度版）」（大阪市環境局）

(8) ダイオキシン類

令和2年度のダイオキシン類（大気）の調査地点及び結果は、図 2.2.2 及び表 2.2.3 に示すとおりである。此花区、港区、住之江区では調査は行われていない。事業計画地から近いところでは、大正区の平尾小学校で年間平均値が 0.047pg-TEQ/m³、西淀川区の淀中学校で 0.043pg-TEQ/m³であった。

なお、市内の年間平均値の範囲は 0.036~0.047pg-TEQ/m³であり、調査地点（3地点）全てで環境基準（0.6pg-TEQ/m³以下）を達成した。



出典：大阪市HP「令和2年度ダイオキシン類環境調査結果」（2021年7月更新）

図 2.2.2 令和2年度のダイオキシン類（大気）の調査地点

表 2.2.3 令和2年度のダイオキシン類（大気）の調査結果

(単位：pg-TEQ/m³)

No.	調査地点	年間測定回数	測定結果の最小値～最大値	令和2年度年間平均値
1	(大正区) 平尾小学校	2	0.037~0.057	0.047
2	(西淀川区) 淀中学校	2	0.036~0.050	0.043
3	(平野区) 摂陽中学校	2	0.031~0.040	0.036

出典：大阪市HP「令和2年度ダイオキシン類環境調査結果」（2021年7月更新）

2.2.2 水質

「大阪市環境白書（令和3年度版）」、「令和2年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（令和3年3月大阪府）及び「令和2年度ダイオキシン類環境調査結果」によると、事業計画地周辺における令和元年度の水質の生活環境項目及び健康項目、令和元年度のダイオキシン類の現況は以下に示すとおりである。なお、令和元年度の河川・海域における水質調査地点は、図2.2.3に示すとおりである。事業計画地周辺の大阪湾水域における水質調査結果は、表2.2.4に示すとおりである。

(1) 生活環境項目

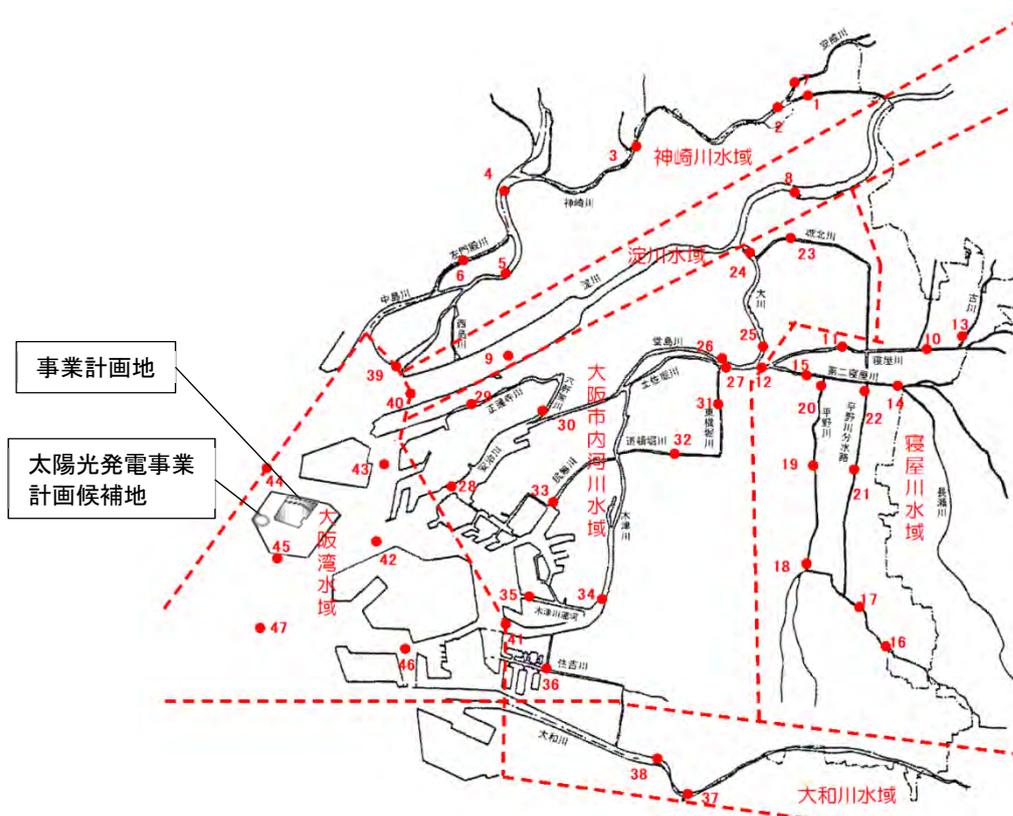
大阪湾水域は環境基準の類型指定（海域C類型）を受けており、全9地点で調査が行われている。

令和2年度の調査結果は、pHが神崎川河口中央、淀川河口中央、No.5ブイ跡、No.25ドルフィン、北港沖1,000m、大阪港関門外、南港、大阪湾C-3の8地点で最大値が8.3を超えた。全窒素は、神崎川河口中央、淀川河口中央、木津川河口中央、No.5ブイ跡、No.25ドルフィン、南港の6地点で、全リンは、神崎川河口中央、淀川河口中央、木津川河口中央、No.5ブイ跡、南港の5地点で、年平均値が環境基準（全窒素：1mg/L以下、全リン：0.09mg/L以下）を達成しなかった。

(2) 健康項目

事業計画地周辺では、全6地点で調査が行われている。

令和2年度の調査結果は、全地点において環境基準を達成した。



出典：「大阪市環境白書（令和3年度版）」（大阪市環境局）

図2.2.3 令和2年度の河川・海域における水質調査地点

表 2.2.4 大阪湾水域における水質調査結果

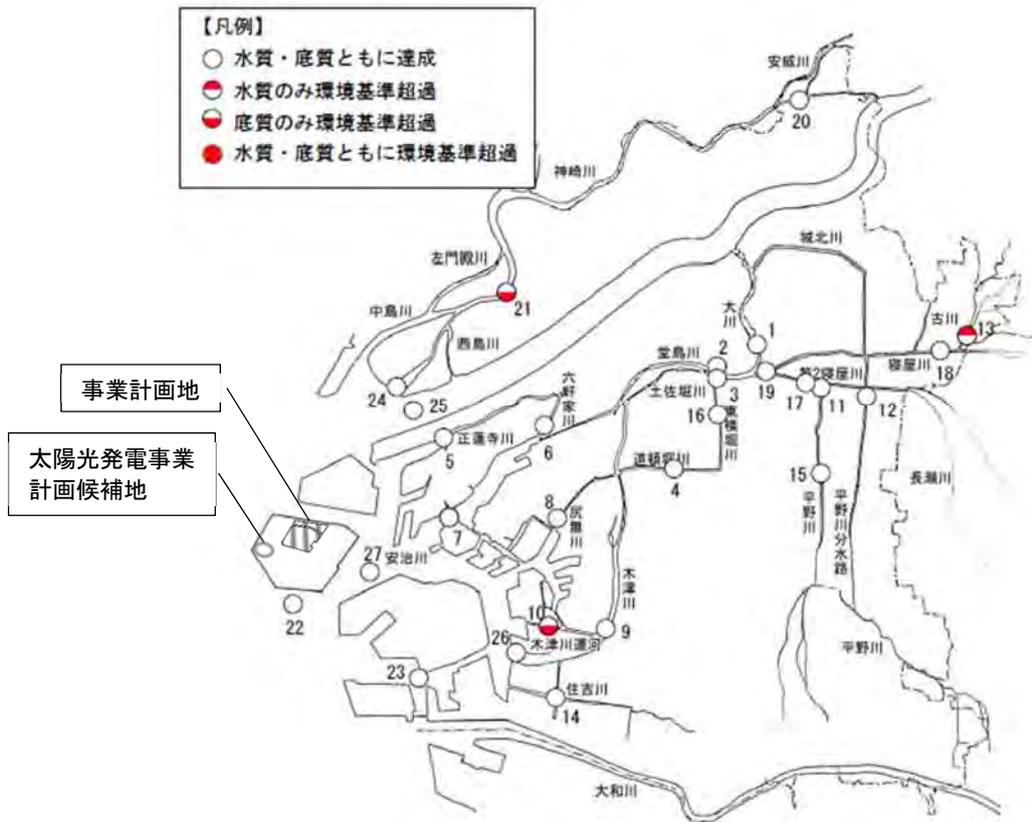
No.	調査地点	類型	pH	DO (mg/L)	COD (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)
39	神崎川 河口中央	C	7.9~8.7	8.4	4.4 (4.9)	2.2	0.17
40	淀川 河口中央	C	7.5~8.8	9.1	3.8 (3.9)	1.1	0.11
41	木津川 河口中央	C	7.4~8.0	8.8	4.4 (4.7)	2.9	0.15
42	No.5 ブイ跡	C	8.0~8.9	9.8	4.0 (5.0)	1.4	0.15
43	No.25 トルフィン	C	8.0~9.0	11	4.4 (4.0)	1.3	0.065
44	北港沖 1,000m	C	8.2~8.9	11	4.1 (3.6)	0.97	0.48
45	大阪港 関門外	C	7.2~8.8	9.5	4.0 (4.5)	1.0	0.099
46	南 港	C	8.0~8.8	8.7	4.2 (4.4)	1.3	0.10
47	大阪湾 C-3	C	7.8~8.7	8.7	4.5 (5.9)	0.77	0.077
環境基準			7.0 以上 8.3 以下	2mg/L 以上	8mg/L 以下	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

(注) 1. 表中の数値は、表層における測定値である。
 2. 数値は年平均値である。(但し、pHは最小~最大を示している。)
 3. CODの()内の数値は、日間平均値の年間75%値を示している。
 出典：「大阪市環境白書(令和3年度版)」(大阪市環境局)

(3) ダイオキシン類

ダイオキシン類(水質)の調査地点は、図2.2.4に示すとおり、海域では6地点で調査が行われている。同地点では水底の底質についても調査が行われており、これらの調査結果は、表2.2.5に示すとおりである。

平成29年度から令和2年度にかけて、全地点で環境基準(水質:1pg-TEQ/L以下、底質:150pg-TEQ/g以下)を達成した。



出典：大阪市HP「令和2年度ダイオキシン類環境調査結果」（2021年7月更新）

図 2.2.4 ダイオキシン類（水質及び底質）の調査地点

表 2.2.5 大阪市内の海域におけるダイオキシン類（水質及び底質）の調査結果

(単位：pg-TEQ/L・pg-TEQ/g)

No.	調査地点	年間平均値							
		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		水質	底質	水質	底質	水質	底質	水質	底質
22	大阪港関門外	-	-	-	-	0.054	20	-	-
23	南港	0.077	3.5	-	-	-	-	0.094	2.5
24	神崎川河口中央	-	-	0.19	45	-	-	-	-
25	淀川河口中央	-	-	0.065	3.4	-	-	-	-
26	木津川河口中央	0.25	63	-	-	-	-	0.084	100
27	No.5 ブイ跡	-	-	-	-	0.077	13	-	-

(注) 海域調査地点 6 地点は、平成 28 年度から 3 年に 1 度の頻度で採水及び採泥を実施している。

出典：大阪市HP「平成 29 年度ダイオキシン類環境調査結果」、「平成 30 年度ダイオキシン類環境調査結果」、「令和元年度ダイオキシン類環境調査結果」、「令和 2 年度ダイオキシン類環境調査結果」（2021年7月更新）

2.2.3 地下水

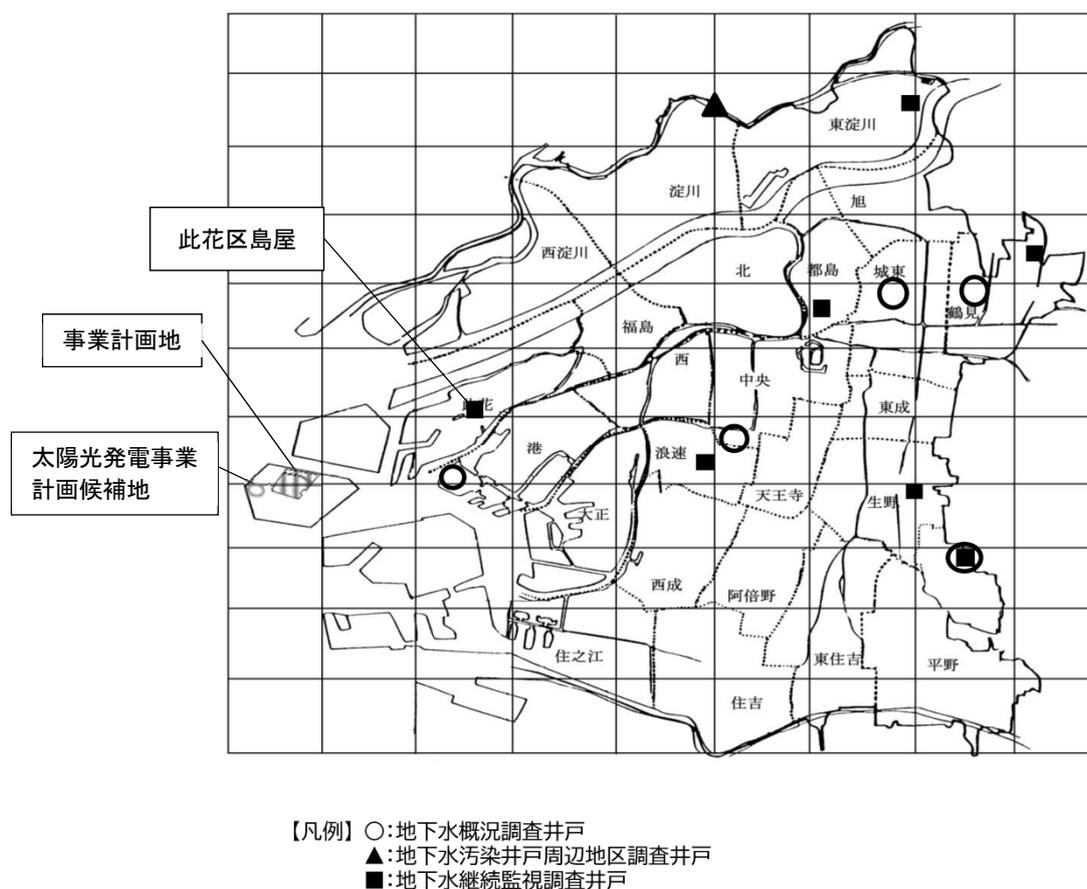
「大阪市環境白書（令和3年度版）」及び「令和元年度ダイオキシン類環境調査結果」によると、事業計画地周辺における令和2年度の地下水の環境基準項目及び令和2年度のダイオキシン類の現況は、以下に示すとおりである。

(1) 人の健康の保護に関する項目

令和2年度の地下水汚染調査では、地域の全体的な地下水質の状況を把握するための概況調査、前年度の概況調査等により地下水汚染の可能性がある地点・項目について汚染範囲を確認するための汚染井戸周辺地区調査、それにより地下水汚染が確認された地点・項目について継続的に監視を行うための継続監視調査が実施されている。地下水汚染調査地点は、図2.2.5に示すとおりである。

概況調査は大阪市内の4地点で行われており、事業計画地周辺では港区築港で実施されている。その結果は表2.2.6に示すとおりであり、全ての項目について環境基準を達成している。

継続監視調査は、事業計画地周辺では此花区島屋でほう素について実施されており、その結果は2.1mg/Lで環境基準（1mg/L）を達成しなかった。



出典：「大阪市環境白書（令和3年度版）」（大阪市環境局）

図2.2.5 令和2年度の地下水汚染調査地点

表 2.2.6 地下水の概況調査結果

測定項目	環境基準値 (mg/L)	港区区築港
カドミウム	0.003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	検出せず
鉛	0.01	<0.005
六価クロム	0.05	<0.02
砒素	0.01	0.005
総水銀	0.0005	<0.0005
PCB	検出されないこと	検出せず
ジクロロメタン	0.02	<0.002
四塩化炭素	0.002	<0.0002
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	0.002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0002
チウラム	0.006	<0.0006
シマジン	0.003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02	<0.002
ベンゼン	0.01	<0.001
セレン	0.01	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	<0.08
ふっ素	0.8	0.22
ほう素	1	0.4
1,4-ジオキサン	0.05	<0.005

出典：「大阪市環境白書（令和3年度版）」（大阪市環境局）

(2) ダイオキシン類

令和2年度のダイオキシン類（地下水質）について、事業計画地周辺では調査は実施されていない。

なお、調査は市内1地点（中央区千日前）で実施されており、その年平均値は0.034pg-TEQ/Lで環境基準（1pg-TEQ/L以下）を達成した。

2.2.4 土 壤

「大阪市環境白書（令和3年度版）」によると、令和2年度に報告書の提出等があった土壌調査件数は48件であり、そのうち指定基準を超過する物質が検出された事例は41件であった。

また、事業計画地がある夢洲については、「土壌汚染対策法」に基づき一部が埋立地特例区域（令和3年1月22日・屈指-348号）と一般管理区域（令和3年5月21日・屈指-358号）に指定されている。

「令和2年度ダイオキシン類環境調査結果」によると、令和2年度のダイオキシン類（土壌）は、平野区摂陽中学校、東淀川区北淀公園で実施されており、その濃度範囲は3.0～16pg-TEQ/gで環境基準（1,000pg-TEQ/g以下）を達成している。

2.2.5 騒音・振動

「大阪市環境白書（令和3年度版）」によると、事業計画地周辺における令和2年度の道路交通騒音・振動の測定結果は、表2.2.7に示すとおりである。

騒音については、事業計画地周辺における測定地点3地点のうち、一般国道43号（此花区春日出北1-20-20）の夜間と築港深江線（東成区東中本2-3-3）の昼間・夜間で環境基準を非達成であり、住吉八尾線（平野区長吉出戸5-3-58）では昼間・夜間とも環境基準を達成している。

振動については環境基準がないため、道路交通振動の要請限度と比較すると、全地点で要請限度以下の値であった。

表 2.2.7 令和2年度の事業計画地周辺における道路交通騒音・振動結果

（単位：デシベル）

対象道路	測定地点	測定結果			
		騒音 (L _{eq})		振動 (L ₁₀)	
		昼間	夜間	昼間	夜間
一般国道43号	此花区春日出北 1-20-20	70	66	45	45
住吉八尾線	平野区長吉出戸5-3-58	69	64	42	34
築港深江線	東成区東中本2-3-3	73	70	48	46

(注) 1. 騒音に係る環境基準(幹線道路に近接する空間)は、昼間(6時～22時)が70デシベル、夜間(22時～翌朝6時)が65デシベルである。

2. 振動についての要請限度は、第一種区域で昼間(6時～21時)が65デシベル、夜間(21時～翌朝6時)が60デシベル、第二種区域で昼間が70デシベル、夜間が65デシベルである。

出典：「大阪市環境白書（令和3年度版）」（大阪市環境局）

2.2.6 地盤沈下

「大阪市環境白書（令和3年度版）」によると、平成30年度における此花区、港区、住之江区の水準点高さの平成27年度との変動量分布及び最大変動量は、表2.2.8に示すとおりである。

此花区では、観測水準点14地点のうち7地点で沈下が観測された。最も変動が大きかったのは、梅町2-1〔西16（Ⅲ）〕で-0.69cmであった。

港区では、観測水準点の全地点（12地点）で沈下が観測されなかった。

住之江区では、観測水準点6地点のうち、2地点で沈下が観測された。最も変動が大きかったのは、南港東1-6〔南66〕で-0.51cmであった。

表2.2.8 各区における水準点高さの変動量分布及び最大変動量（平成27年度調査比）

（平成30年度調査実施）

区	観測水準点数	変動量分布				最大変動量	
		沈下			±0.0 cm	変動量 (cm)	所在地〔水準点番号〕
		2 cm 以上	1 cm 以上	1 cm 未満			
此花区	14	0	0	7	1	-0.69	梅町2-1 〔西16（Ⅲ）〕
港区	12	0	0	0	0	1.02	海岸通3-4 〔西仮69〕
住之江区	6	0	0	2	0	-0.51	南港東1-6〔南66〕

出典：「大阪市環境白書（令和3年度版）」（大阪市環境局）

2.2.7 悪臭

「大阪市環境白書（令和3年度版）」によると、令和2年度の大阪市内の悪臭に係る苦情件数は、217件で全公害苦情件数1,453件の14.9%を占めている。発生源別にみると、「工場・事業場」が101件、「飲食店営業」が46件、「その他」が33件となっている。

2.2.8 日照阻害

大阪市内では「大阪市建築基準法施行条例」（平成12年大阪市条例第62号）に基づき、日影規制が行われている。事業計画地の用途地域は、工業地域及び商業地域に指定されている。なお、商業地域及び臨海地区の工業地域は、「大阪市建築基準法施行条例」に基づく日影規制の対象区域外である。

2.2.9 電波障害

電波障害とは、建築物がテレビ電波の伝搬路を遮へいすることなどによって、テレビ電波の受信に障害が生じることであり、高層建築物や鉄塔などの影響で発生することが多いとされている。

2.2.10 廃棄物

（1）一般廃棄物

「大阪市環境白書（令和3年度版）」によると、大阪市では令和2年3月の一般廃棄物処理基本計画改定により、前計画において将来目標としていた「令和7年度のごみ処理量：84万トン」を引き続

きめぎすこととしており、これまでの減量施策に加え、市民・事業者・大阪市の連携のもと、更なるごみの発生抑制や再使用の取組み（2R）を進め、ごみ減量に向けた取組みを行うこととしている。

大阪市のごみ処理量は、廃棄物等の発生抑制、再使用や再生利用を推進した結果、平成3年度のごみ処理量217万トンに対し、令和2年度は86万トンとなっている。

なお、事業計画地がある夢洲の西側の一部に立地している北港処分地は大阪市の最終処分場としてごみ焼却灰等を受け入れており、受入最終年度は令和7年度である。また、廃棄物の広域的処理の観点から「広域臨海環境整備センター法」に基づいて進められている「大阪湾フェニックス計画」に参画し、長期的展望に立った最終処分地（事業計画地の南側海域）の確保を図っている。その他には周辺にごみの焼却工場として、此花区に舞洲工場、住之江区に住之江工場（休止中・更新計画）がある。

(2) 産業廃棄物

「大阪市環境白書（令和3年度版）」によると、令和元年度の大阪市から排出された産業廃棄物の処理状況は、全体で675万トン（公共施設を含む）であり、そのうち670万トン（99.3%）が中間処理され、343万トン（50.8%）の処理残さが生じ、327万トン（48.4%）が減量化された。

再生利用量は333万トンで、最終処分量は150万トンとなっている。

2.2.11 景 観

「大阪市景観計画」（令和2年10月大阪市）によると、大阪全域は景観計画区域として定められている。景観計画区域は、基本届出区域及び重点届出区域により構成され、地域特性に応じた景観形成が行われている。

事業計画地周辺は、基本届出区域のうち、概ね大阪港に臨む範囲として臨海景観形成区域に設定されている。

2.2.12 地球環境

「大阪市環境白書（令和3年度版）」によると、2018（平成30）年度における大阪全域からの温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量は、1,499万トン-CO₂であり、2013（平成25）年度の1,975万トン-CO₂と比較して約24%減となっている。

二酸化炭素の部門別排出量は、表2.2.9に示すとおりである。2013年度と比較すると、産業部門（製造業など）、業務部門（オフィスなど）、家庭部門、運輸部門（自動車・鉄道）はそれぞれ減少しているが、廃棄物部門は増加している。

表 2.2.9 部門別二酸化炭素排出量の比較

部門	2013年度排出量(万 t-CO ₂)	2018年度排出量(万 t-CO ₂)	増減率
産業	594	467	21%減
業務	624	404	35%減
家庭	438	328	25%減
運輸	269	248	8%減
廃棄物	50	53	6%増
合計	1,975	1,499	24%減

出典：「大阪市環境白書（令和3年度版）」（大阪市環境局）

2.2.13 公害苦情

令和2年度の大阪市域の発生源別公害苦情件数は、表2.2.10に示すとおりである。

大気汚染、騒音、振動については工事・建設作業から、悪臭については工場・事業場からが最も多くなっている。

また、事業計画地周辺の公害苦情件数は、表2.2.11に示すとおりである。此花区は騒音の苦情件数が最も多く、港区と住之江区でも騒音の苦情件数が最も多くなっている。

表2.2.10 令和2年度の大阪市域の発生源別公害苦情件数

発生源	区分	大気汚染	水質汚濁	騒音 ¹⁾	振動	悪臭	その他 ²⁾	合計
工場・事業場 ³⁾		18	0	129	19	101	0	267
工事・建設作業		170	0	437	83	2	0	692
飲食店営業		6	0	90	1	46	0	143
カラオケ		0	0	110	0	0	0	110
移動発生源 ⁴⁾		1	0	11	5	0	0	17
家庭生活 ⁵⁾		0	0	0	0	1	0	1
野焼き		0	0	0	0	2	0	2
その他 ⁶⁾		7	0	96	3	33	10	149
不明		0	1	33	6	32	0	72
大阪市		202	1	906	117	217	10	1,453

- (注) 1. 低周波音を含む。
 2. 土壌汚染、廃棄物投棄、地盤沈下、光害を含む。
 3. 焼却(施設)、産業用機械作動、産業排水を含む。
 4. 自動車運行、鉄道運行、航空機運航を含む。
 5. 機器、ペット、その他を含む。
 6. 漏出・漏洩、廃棄物投棄、自然系を含む。

出典：「大阪市環境白書（令和3年度版）」（大阪市環境局）

表2.2.11 令和2年度の事業計画地周辺の公害苦情件数

区	区分	大気汚染	水質汚濁	騒音 ¹⁾	振動	悪臭	その他 ²⁾	合計
周辺地域	此花区	3	0	8	3	3	0	17
	港区	6	0	16	2	4	0	28
	住之江区	15	0	24	2	8	0	49
大阪市		267	202	1	906	117	217	10

- (注) 1. 低周波音を含む。
 2. 土壌汚染、廃棄物投棄、地盤沈下、光害を含む。

出典：「大阪市環境白書（令和3年度版）」（大阪市環境局）